

☆ **聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズの整理③**  
 ～合理的配慮を含む必要な支援の内容～

聴覚障がいのある子どもの教育的ニーズを整理する観点『③合理的配慮を含む必要な支援の内容』について、「障害のある子供の教育支援の手引」から、一部を抜粋してまとめました。詳細については、「手引」第3編をご参照ください。



ア  
教育内容・方法

**(ア) 教育内容**

**a 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮**

聞こえにくさを補うことができるようにするための配慮を行う。

- 例)  補聴援助機器等の活用
- 相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段の活用 等

**b 学習内容の変更・調整**

音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う。

- 例)  ヒアリング等における音質・音量等の調整や文字による代替問題の用意
- 運動競技における音による合図を視覚的に表示 等

**(イ) 教育方法**

**a 情報・コミュニケーション及び教材の配慮**

聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う。

- 例)  分かりやすい板書  身振り、手話、文字等の使用 等

聞こえにくさに応じた環境構成を図る。

- 例)  座席の位置  話者の音量調整 等

**b 学習機会や体験の確保**

言語概念が形成されるよう体験したことや事物と言葉とを結び付けるよう配慮して指導を行う。 等

**c 心理面・健康面の配慮**

周囲の話し声や音などの情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。 等

イ  
支援体制

**(ア) 専門性のある指導体制の整備**

- 例)  特別支援学校のセンター的機能の活用
- 難聴特別支援学級の活用
- 医療機関等の専門性を活用
- 親の会等との連携による、学習会や交流会の活用

**(イ) 子供、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮**

- 例)  使用する補聴器・人工内耳や多様なコミュニケーション手段について、周囲の子供、教職員、保護者への理解啓発に努める。

**(ウ) 災害時等の支援体制の整備**

- 例)  放送等による避難指示を聞き取ることができない子供に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

**(ア) 校内環境のバリアフリー化**

放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する。

例)  教室等の字幕放送受信システム 等

**(イ) 発達、障がいの状態及び特性に応じた指導ができる施設・設備の配慮**

教室等の聞こえの環境を整備する。

例)  絨毯(じゅうたん)・畳の指導室の確保

補聴援助機器を活用するための Bluetooth 機器との接続

行事における進行次第・挨拶文や劇の台詞(せりふ)等の文字表示 等

**(ウ) 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮**

緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

上記ア～ウは、代表的な例であり、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況や、子どもの実態によっては、上記以外の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意することが大切です。

なお、合理的配慮を提供するにあたっては、その決定までのプロセスを大切にしながら、本人・保護者等と連携しながら考えていきましょう。

